

## 2024 年度授業料の後払い制度について(ご案内)

2024 年度より、大学院生を対象とした授業料の後払い制度が開始される予定です。

これは授業料の一部について、日本学生支援機構が貸与奨学金として立替払いを行い、奨学金利用者は修了後に日本学生支援機構に対し卒業後の所得に応じて納付する制度です。

支援（振込）の開始時期は 2024 年秋となります。制度の詳細についてはまだ公表されておりませんので、入学後にご案内いたします。

**なお、2024 年度春の採用については、大学学部で日本学生支援機構の給付型奨学金を受給していた方が対象になります。**

下記 2 の書類をご提出いただく見込みですので、申請を予定の場合は大学卒業後も廃棄せずに保管しておくようお願いします。

### 記

#### 1 対象者

以下の条件をすべて満たす者

- (1) 日本学生支援機構の修士段階を対象とした月額 5 万円又は 8 万 8 千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- (2) 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者
- (3) 2024 年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。

#### 2 提出をお願いする見込みの書類

- (1) 現在受給している学生支援機構給付奨学金の奨学生証のコピー
- (2) 直近で支援を受けた授業料減免に関する大学発行の決定通知

#### 3 後払いの対象について

授業料（上限額等については別途ご案内します）

**※入学金は対象外です。**

不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

埼玉県立大学 学生・就職支援担当

TEL:048-973-4116 MAIL:gakusei@spu.ac.jp